

リプライス株式会社と区役所窓口等の混雑情報の利活用に関する協定を締結しました

川崎市とリプライス株式会社は、川崎市内の区役所等における窓口の混雑情報を、相互に連携・協力してオープンデータ化することで、市民の利便性の向上や地域活性化への貢献を目的として、次のとおり協定を締結しました。

1 連携・協力する取組

川崎市内の各区役所の窓口混雑情報を、リプライス株式会社が収集・解析、抽出し、そのデータをリアルタイムに取得できるようオープンデータ化してインターネット上に公開をします。

2 協定締結日

平成30年10月30日（火）

3 サービス提供開始日

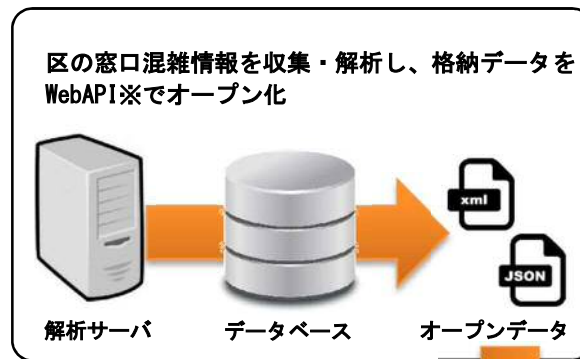
平成30年11月1日（木）

4 混雑情報を民間サイトで発信する仕組み

区の窓口受付案内情報



リプライス株式会社



リプライス株式会社が運営する「ネコの目.com」で活用
区役所の窓口混雑情報を集約して掲載



URL: <http://www.neconome.com>

※WebAPI (Application Programming Interface)

自己のソフトウェアを一部公開して、他のソフトウェアと機能を共有できるようにしたもの。ソフトウェアの一部を WEB 上に公開することによって、誰でも外部から利用可能なもの。

リアルタイムなオープンデータとして誰でも利用可能

5 想定される活用

リアルタイムにオープンデータ化し、民間のホームページやアプリと連携することで、待ち時間を買う物などの他の用事に活用するなど、時間の有効活用が期待されます。

6 オープンデータ化した窓口混雑情報の利用方法

以下の URL にアクセスし、「利用ガイド」及び「API リファレンス」を確認の上、川崎市のオープンデータ利用規約に従って御利用ください。(※利用開始は11月1日からとなります。)

(URL : <http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000101383.html>)

【問合せ先】

川崎市総務企画局情報管理部 ICT推進課

電話 044-200-0318 担当：三上

区役所窓口等の混雑情報の利活用に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）とリプライス株式会社（以下「乙」という。）は、川崎市役所及び川崎市内の各区役所、その他、甲が行政事務を行う施設における窓口の混雑情報（以下「混雑情報」という。）の利活用に関して、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲が指定する混雑情報を、乙がオープンデータ化し、甲のホームページ上にて公開することにより、甲は、市民生活における利便性の向上を図り、乙は、地域活性化へ貢献することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。なお、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定事項の公表）

第3条 甲及び乙は、本協定期間中、甲及び乙のホームページ上で、本協定が締結されていることを公表する。

（実施事項）

第4条 乙は、甲が指定する混雑情報を収集及び解析、抽出し、そのデータをオープンデータとして動的に取得し利用できる環境を構築する。

- 2 甲は、乙が構築した環境を通じてオープンデータを利用するために必要な情報を、甲のホームページ上に公開する。
- 3 乙は、甲が指定した混雑情報が変更された場合、速やかに、変更先の情報を収集及び解析、抽出、オープンデータ化し、甲に報告をする。

（費用負担）

第5条 本協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が必要があると認めた場合は、この限りでない。

（免責）

第6条 甲は、「川崎市オープンデータ利用規約」の「3免責及び無保証」の規定が乙にも該当することを確認する。

（機密の保持）

第7条 甲及び乙は、混雑情報のオープンデータ化をするに当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、本協定終了後においても同様とする。

（協定の解除）

第8条 甲又は乙は、相互に相手方が正当な理由なくして本協定に違反したときは、文書によって通告し、本協定を解除できる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

（1）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
- (3) 本協定に関して、乙が、第三者への委託その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前 2 号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 本協定に関して、乙が、第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(不可抗力)

第 9 条 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、火災、爆発、重大な疾病、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ネットワーク機器・回線等の故障、停止、停電その他乙の支配の及ばない事由により本協定に関する事項の全部又は一部の履行遅延又は履行不能が生じた場合、これにつき債務不履行の責めを負わないものとする。

(協定の終了)

第 10 条 甲は、本協定終了後、本協定が解除されたことを甲ホームページ等により案内する。乙は、本協定終了後、協定事項に基づいて公開した甲の情報の削除、その他必要な処理を行うとともに、甲との協定が終了したことを案内する。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙で協議し、誠意をもって解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 10 月 30 日

(甲) 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦 印

(乙) 横浜市港北区新横浜 3 丁目 2 2 番地 9
リプライス株式会社
代表取締役 永井 佑 印